

介護保険だより

静岡県国民健康保険団体連合会
 〒420-8558
 静岡市葵区春日2丁目4番34号
 TEL 054-253-5580
 FAX 054-253-5589
 [インターネット]
<https://www.shizukokuhoren.or.jp/>
 静岡県国保連合会 検索

返戻理由 TOP3 給付管理票編



平成30年12月請求分において、件数の多かった返戻理由について紹介します。

第1位

ANNJ 内容 過去に同じ給付管理票(新規)を提出済

主な原因 ①今回提出した年月より前に、既に同一内容の給付管理票を提出していたが、誤って再提出した場合。

②給付管理票を「修正」で提出しなければならないのに、「新規」として提出した場合。

対応 ①の場合は、既に正しい給付管理票が登録されていると思われます。この場合は再提出の必要はありません。

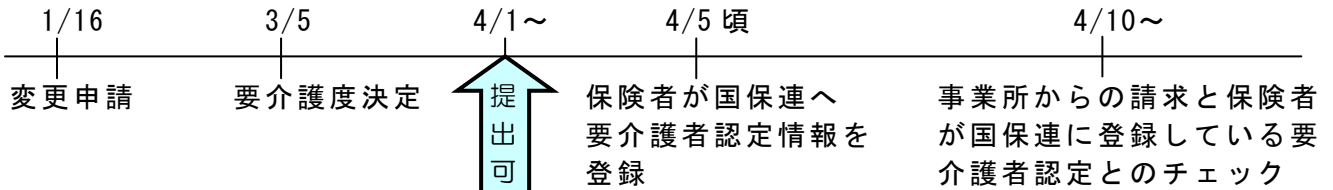
②の場合は、「修正」の給付管理票を作成して提出します。

第2位

12PA 内容 市町村の認定変更が未決定

主な原因 保険者(市町村)が国保連合会に登録した最新の受給者情報の中で、要介護認定について「変更(更新)申請中」となっている被保険者の給付管理票が提出されたため

《受給者情報更新スケジュール(例)》



変更申請日	結果通知	明細書の提出日	審査結果	内容
1月16日	3月5日	2月10日	返戻	市町村の認定変更が未決定(12PA)
		3月10日	返戻	市町村の認定変更が未決定(12PA)
		4月10日	正当	※他に不備の無い場合

対応 要介護状態が決定した翌月以降に再提出してください。

第3位

12P4 内容 市町村の認定情報と不一致(支援事業所)

主な原因 保険者(市町村)が国保連合会に登録している該当の受給者の“利用者の居宅支援事業所”の番号と給付管理票を提出した事業所番号が違っている。

対応 提出した事業所が“利用者の居宅支援事業所”として、該当月以前に保険者(市町村または福祉事務所の介護保険担当係)に届出をしているか確認して下さい。届出をしていない場合は提出できません。

届出をしているにも関わらずエラーになった場合は、保険者(市町村または福祉事務所の介護保険担当係)に問合せ下さい。保険者の国保連合会への登録が間違っていれば、保険者の修正が終了した後、再提出して下さい。



居宅介護(予防)支援事業所・地域包括支援センターの皆様へ

給付管理票が返戻になりますと、居宅介護支援費及びサービス事業所への介護給付費の支払いが滞る事となります。

給付管理票に誤りがないか確認のうえ、国保連合会へ提出してください。

又、返戻となった場合は速やかに再提出願います。

請求事務を担当される方は、御一読ください。